

公共事業再評価調査

整理番号 H22-2

担当部課名	農林水産部 漁港漁場整備課	電話番号	017-734-9614
		E-MAIL	gyokou@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	未着工	長期継続 (10年)	再評価後 (年)	その他 ()
---------	-----	------------	----------	---------

1 事業概要

事業種別	漁港海岸事業			事業主体	県 市町村 その他 ()						
事業名	海岸保全施設整備事業 (高潮対策事業)			地区名等	鯺ヶ沢漁港	市町村名	鯺ヶ沢町				
事業方法	国庫補助	県単独	財源・負担区分	国	50%	県	50%	市町村	%	その他	%
採択年度	平成13年度 (用地着手 平成 年度 / 工事着手 平成13年度)										
終了予定年度	平成24年度 (平成19年7月工期変更 当初計画時 平成19年度)										
事業目的	当海岸は、日本海に面した鯺ヶ沢町に位置し、海岸背後の国道101号沿いには人家が密集しているほか、はまなす公園、日本海拠点館などの公共施設が立地する地域である。 当海岸では護岸と離岸堤が整備されているが、近年、低気圧等の波浪により、背後の人家に越波浸水による被害などが発生しているため、既設の護岸及び離岸堤を改良し、越波浸水被害を防止するものである。										
主な内容	区 分			当初計画時	再評価時	増 減					
	護岸(改良)			1,080 m	1,080 m	0 m					
潜堤			0 m	455 m	455 m						
鯺ヶ沢漁港東側の越波浸水被害を防止する目的で、平成19年7月に東側工区の潜堤を追加をした。 なお、東側工区の潜堤は、平成21年度から八た八たの産卵場となる藻場の整備(広域漁場整備事業)と合併施工している。											
事業費	○当初計画時総事業費 1,100 百万円 (単位:百万円)										
		~19年度	20年度	21年度	22年度	小計	23年度~	合計			
	計 画					1,712	358	2,070			
	(うち用地費)	()	()	()	()	(0)	()	(0)			
実績	1,219	192	190	200	1,801	269	2,070				
(うち用地費)	()	()	()	()	(0)	()	(0)				

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

(A)・B・C

事業の進捗状況			計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
	事業費割合 (うち用地費)		87% [/]	105.2% [/]
			(%) [/]	(%) [/]
	主要工種	護岸(改良) (1,165百万円)	100%	100%
毎割合	潜堤 (905百万円)	70%	116%	
(事業費)	(百万円)	%	%	
説明	平成13年度から工事に着手し、年次計画に対する進捗率は105.2%と高い。平成19年には西側工区の護岸(改良)が完成しており、整備は順調に進められている。今後は、東側工区の潜堤を重点的に整備し、計画どおり平成24年度完成の予定である。			
問題点・解決見込み	事業を進めるにあたり阻害要因はなく、順調に事業の進捗を図ることができる。			
事業効果発現状況	護岸(改良)が完成した西側工区では、越波浸水被害は発生していない。また、東側工区では、整備中の潜堤の延伸に伴い徐々に越波浸水被害の軽減の効果が発現しているほか、平成20年度までに整備した潜堤には海藻類の繁茂等が確認されている。			

(2) 社会経済情勢の変化

(A)・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】 わが国の海岸は、台風、豪雨、豪雪、地すべり、地震、火山噴火などの自然災害が発生しやすい自然条件にある。平成11年の海岸法の改正により「海岸環境の整備と保全」が目的に加えられ、防護・環境・利用の3つの基本方針による総合的な海岸管理を目指すこととなった。平成21年3月には閣議決定された社会資本整備重点計画において、海岸事業の重点目標や効果的かつ効率的な実施に向けて取組むべき内容等が示された。	【県内の評価】 国の「海岸保全基本方針」に基づき、県は平成15年6月に「津軽沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸の「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸管理の実施に向けて整備が必要な地区を示すとともに、地域の特性を生かした事業の実施を展開していくこととしている。
	当地区における評価	当海岸背後の国道101号沿いには人家が密集しており、さらに、東側工区においては年間10万人以上の利用客が訪れる県内有数の海水浴場があるほか、鯉ヶ沢町の公共施設（文化芸術ホール、図書館等）である「日本海拠点館」が整備されている。近年では平成18年10月の低気圧に伴う波浪により東側工区で越波浸水等の被害が発生しているため、本事業による潜堤の早期完成が求められている。	
必要性	当海岸の海岸保全区域は青森県知事が管理者であるため、県が事業主体となる必要がある。当海岸は、人家及び公共施設が密集した地域であることから、浸水した際は甚大な被害が予測され、越波浸水被害の防止のために海岸保全施設の整備が必要である。施設の整備により防護される海岸線延長は1,872m（鯉ヶ沢町全体の35%）、人口は1,127人（鯉ヶ沢町全体の9%）となっている。		(a) b
適時性	平成19年度には西側工区の護岸（改良）が完成し、その後は背後の人家に越波浸水による被害が発生しておらず、事業効果が発現されている。今後は、東側工区の潜堤の早期完成が望まれている。		(a) b
地元の推進体制等	事業実施にあたり、鯉ヶ沢町及び地元住民からの要望をもとに計画しており、早期の完成が望まれている。また、毎年度の整備計画を地元関係者と協議のうえ工事に着手しており、地元の推進体制は整っている。		(a) b
効率性	西側工区の護岸の改良と東側工区の潜堤の整備により越波浸水被害が防止される。また、東側工区の潜堤は、平成21年度からハタハタの産卵場となる藻場の整備（広域漁場整備事業）と合併施工しており、効率的に整備を進めている。		

(3) 費用対効果分析の要因変化

(A)・B・C

区分	主な項目	当初計画時	再評価時	増減
費用項目 (C)	(1)建設費	886 百万円	2,359 百万円	1,473 百万円
	(2)維持管理費	78 百万円	196 百万円	118 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	964 百万円	2,555 百万円	1,591 百万円
便益項目 (B)	(1)浸水防護便益	5,440 百万円	22,894 百万円	17,454 百万円
	(2)	百万円	百万円	0 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総便益	5,440 百万円	22,894 百万円	17,454 百万円
B / C		5.64	8.96	
費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】 海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）平成16年6月 - 農林水産省農村振興局・水産庁、国土交通省河川局・港湾局 - 治水経済マニュアル 平成20年2月改正 国土交通省河川局河川計画課			(a) b
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】 東側工区の追加により、総費用及び総便益とともに増額となった。			(a) b

(4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 西側工区の護岸の改良及び東側工区の潜堤は、既設ブロックを流用するなどコスト縮減に取り組んでいる。また、東側工区の潜堤は、平成21年度から広域漁場整備事業と合併施工しており、コストの縮減を図っている。	(a) b
代替案	【代替案の検討状況】 西側工区は、現況の越波・飛沫による浸水被害を防止することを目的とした護岸の改良が最も妥当であり、代替案はない。 また、東側工区は、現況の越波・飛沫による浸水被害を防止し、かつ、八タ八タの産卵場となる藻場の整備（広域漁場整備事業）と合併施工する潜堤の整備が最も妥当であり、代替案はない。	(a) b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A)・B・C

住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 当海岸の事業計画は、鯨ヶ沢町及び背後地住民で組織された地元町内会の要望に基づいて、現地ヒアリング調査、高潮による浸水被害の調査を実施し、策定している。また、事業実施は、地元漁業関係者、鯨ヶ沢町及び事業主体である県との3者で綿密な調整を実施し、執行にあたっている。	【住民ニーズ・意見】 越波による背後地の浸水被害の防止が強く望まれている。	(a) b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 配慮している 配慮していない (2)区分 農林地等の緑地や植生の改変 地形や地盤の改変 水系や水辺の変更 海域環境の変更 敷地整備段階での重機の使用 土砂等の搬出・搬入 廃棄物処理等 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 基礎や地価建造物の建設 低層建築物の建設 高層建築物・大規模施設等の建設 高架構造物の建設 海底・海中建造物の設置や建設	(3)対応内容 潜堤の整備により、藻場が形成される。また、海中の施設であるため景観は阻害しない。工事の施工にあつては、八タ八タ漁の漁期調整のほか、汚濁防止膜等を使用し水質汚濁の防止を図っている。	(a) b
地域の立地特性	当区域は、過疎地域、辺地を有する市町村、振興山村区域、農村地域工業等導入促進地区、都市計画区域、特別豪雪地帯に指定されている。		

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	継続 計画変更 中止 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
評価理由	全ての項目でA評価であるほか、本事業により、護岸等からの越波浸水被害を防止し、住民の生命・財産を守ることができ、かつ本事業に対する地元要望も高く、また、高い費用対効果が確認できることから、本事業を継続して実施する必要がある。
備考	

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	対応方針(案)どおり 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	継続 計画変更 中止 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)